

江戸時代のフグ食禁戒思想と近代への影響

- 明治期フグ食品衛生前史 2 -

古 川 澄 明

はじめに

1. 江戸時代以前 (1600年前後)
 1. 1. 李時珍「河豚」『本草綱目』(1596/中国明萬曆24年)
 1. 2. 曲直瀬玄朔「河豚の大毒」『延壽撮要』(1599/慶長4年)
2. 江戸時代前期 (1603~1690年頃)
3. 江戸時代中期 (1690~1780年頃): フグ食の養生思想的訓戒説
 3. 1. 穂積甫庵「河豚に酔たるに」『救民妙藥』(1693/元禄6年)
 3. 2. 人見必大「鰐・釈明「河豚」『本朝食鑑』(1697/元禄10年)
 3. 3. 貝原益軒「河豚食訓戒」『養生訓卷之七 用藥』(1712/正徳2年)
 3. 4. 寺島良安「河豚」『倭漢三才圖會』(1712年)
 3. 5. 芝田祐祥「河豚」『人養問答』(1715/正徳5年)
 3. 6. 新井白蛾「河豚魚」『牛馬問』(1756/宝暦6年)
 3. 7. 平賀源内「河豚」記述『根柢志具佐』(1763/宝暦13年)
…… (以上, 前稿)
4. 江戸時代後期 (1780~1867年頃): フグ食の儒教的禁戒説
 4. 1. 木村蒨葭堂「河豚之説」(暁鐘成撰『蒨葭堂雜録』第3卷所載, 1802/享和2年)
 4. 2. 小川顕道「河豚鰐魚の事」『塵塚談下之卷』(1814/文化11年)
 4. 3. 『河豚ニ関スル家條書 (家訓條々)』(推定, 宇田川榕菴著, 1825~1845年頃)
 4. 4. 島原藩河豚食禁令 (1826/文政9年), 尾張藩河豚食禁令 (1834/天保5年, 1852/嘉永5年)
 4. 5. 賀屋恭安著『河豚談』(1830/文政13年)
 4. 6. 平野元良「河豚魚」『延壽養生訣』(1835/天保6年)
…… (以上, 本稿)
 4. 7. 水野澤齋「河豚之辨」『養生辨』卷之上 (1841/天保12年)
 4. 8. 篠崎小竹「食河豚説」(1849/嘉永2年)
 4. 9. 三松館主人「フグ食中毒治療法」(1851/嘉永4年)
 4. 10. 吉田松陰「不食河豚説」(1856/安政3年)
 4. 11. 本間棗軒「河豚毒」『続瘍科秘録』(1859/安政6年)
 4. 12. 白石正一郎日記-長州藩フグ食実情 (1864/文久4年~1867/慶應3年)

あとがき

4. 江戸時代後期（1780～1867年頃）：フグ食の儒教的禁戒説

4. 1. 木村兼葭堂「河豚之説」(暁鐘成撰『兼葭堂雑録』第3巻所載, 1802/享和2年)

木村兼葭堂「河豚之説」が暁鐘成撰『兼葭堂雑録』全5巻の内の「巻之三」(1859/安政6年)にある⁴⁷⁾。『兼葭堂雑録』を撰集した暁鐘成(1793/寛政5～1860/万延1, 姓は木村, 名は明啓, 号・鶏鳴舎, 暁鐘成, 暁晴翁など多数⁴⁸⁾)は, 江戸時代後期に庶子に生まれ, 大坂で活躍した浮世絵師・戯作者である。暁鐘成が撰集した考証随筆『兼葭堂雑録』全5巻は国立国会図書館デジタルコレクションから, 「丁」にズレがある二つの編が公開されている。「河豚之説」は, 『日本随筆大成』(日本随筆大成編輯部編, 1927/昭和2年)巻七や『日本医薬随筆集成』(小泉栄次郎編, 富倉書店, 1929/昭和4年)の中にも, 現代文に翻訳して収録されている⁴⁹⁾。著者の木村兼葭堂(1736/元文1～1802/享和2, 民間本草学者・博物学者)とは, どのような人物であったのであろうか。幸田露伴(1867/慶応3～1947/昭和22)著『日本史伝文選』下巻(1920/大正9年)の中に, 「木村兼葭堂 名は孔恭。字を世肅。壺井屋太吉と稱す。浪華の人。

47) 木村兼葭堂(著)・暁鐘成(撰), 松川半山(画)『兼葭堂雑録 5巻』[3], 河内屋藤兵衛[ほか8名], 1859/安政6, 16～17丁/NDL-18～19, <https://dl.ndl.go.jp/pid/2562884> (参照 2025-02-05))。但し, 暁鐘成は「巻之一」の「兼葭堂雑録概略」の中で木村兼葭堂の人物考を書いており, 文末に「安政三年辰水無月 暁晴翁誌」と記述している(木村兼葭堂著・他『兼葭堂雑録 5巻』[1], 前川善兵衛, 1859/安政6, 4丁/NDL-4～5, <https://dl.ndl.go.jp/pid/2555280> (参照 2025-02-05))。因みに, 『兼葭堂雑録 5巻』は, 国立国会図書館デジタルコレクションとして, 上の全5巻の他, もう一つ, 全5巻が公開されている(<https://dl.ndl.go.jp/pid/2555282> (参照 2025-02-05))。前者と後者とは, 「丁」にズレがある。NDL-19～20。木村兼葭堂(1736/元文1～1802/享和2)は, 民間本草学者・博物学者, 名は孔龔(孔恭), 字を世肅, 号は兼葭堂の他に, 巽斎(遜斎), 通称は坪井屋吉右衛門(寺島樞史著『日本科学史年表: 世界対照』, 霞ヶ関書房, 1942/昭和17, 167頁/NDL-89, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1124205> (参照 2025-05-18))。鎌田春雄「説苑 木村兼葭堂(上)」, 日本歴史地理学会編『歴史地理』21(3), 1913/大正2-03, 同(下), 同21(4), 1913/大正2-04。

48) 「暁鐘成」, 日本古典文学大辞典編集委員会編集『日本古典文学大辞典』第1巻, 岩波書店, 1983/昭和58-10, 19頁/NDL-17, <https://dl.ndl.go.jp/pid/12450529> (参照 2025-05-19)。

49) 日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』巻7, 日本随筆大成刊行会, 1927/昭和2, 490～491頁/NDL-253, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1914165> (参照 2025-05-18); 小泉栄次郎編『日本医薬随筆集成』, 富倉書店, 1929/昭和4, 159～161頁/NDL-115～116, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1050598> (参照 2025-01-28)。

博学多藝。詩に長じ。物産の學に精し。享和二年歿す。年六十七。」とあり、「傳…増山正賢」名で、紹介文に、次のように書かれている。「蒹葭翁。名は孔泰。姓は木村氏。浪速堀江の人なり。浪速に蒹葭の古跡有るを以つて。因つて堂を蒹葭と號す。是に於いて世人翁を呼びて蒹葭翁と曰ふ。翁質直にして忠信。博学にして多通。其の志寛優にして世人と交らざる者莫し。就中博く山海所産の物を窮め。以つて其の樂と爲す。傍ら書畫を遊び。特に山水を畫くに妙なり・・・⁵⁰⁾。』。

平凡社編『大百科事典』第5巻（1944/昭和19年）には、次のように書かれている。「キムラケンカドー 木村蒹葭堂（二三九六―二四六二） 名は孔恭、字は世肅、號は巽齋、遜齋、蒹葭堂。通稱は坪井屋吉右衛門。大阪北堀江に造酒業を営み家富む。博學多藝で、詩文、書畫、篆刻等能くせざるはなく、特に物産の學に精通してゐた。幼にして狩野派の畫を學び、漢書を修め、また大雅堂に山水を學んだ。十五六歳で京に出て津島桂庵、小野蘭山に就いて本草學を修めその蘊奥を究めた。また奇書珍籍、書畫骨董を蒐集し、内外奇玩珍品の所蔵多く、文友海内に洽かつた。享和二年正月二十五日六十七歳で歿す。・・・著書に・・・『蒹葭堂雜錄』はその遺稿で、四代目坪井屋吉右衛門の嘱によつて、大阪の好事家暁鐘成が編輯したものである⁵¹⁾。」因みに、「博学多才で知られた大坂の文人木村蒹葭堂」が本草學を學ぶため、小野蘭山に入門した際に書いたと言われる「自筆誓約書」⁵²⁾が残っている。

暁鐘成という人物については、『大日本人名辭書』（上巻、經濟雜誌社、1896/明治29年）がこの人物を木村蒹葭堂と誤認して、次のように紹介している。暁鐘成（姓は蒹葭堂と同じ木村、名は明啓）の出自や業績や死去の顛末を簡潔に知ることができるので、引用しておく。「キムラ ケムカダウ 木村蒹

50) 幸田露伴『日本史伝文選』下巻、大鏡閣、1920/大正9、342～342頁/NDL-184, <https://dl.ndl.go.jp/pid/961905/1/184>（参照 2025-05-20）。木村蒹葭堂の出自や業績の委細については、平凡社 編『大百科事典』第5巻、平凡社、1944/昭和19、213頁/NDL-115, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1802160>（参照 2025-05-18）。

51) 平凡社編『大百科事典』第5巻、平凡社、1944/昭和19、213頁/NDL-115, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1802160/1/115>（参照 2025-05-26）。

52) 木村吉右衛門<木村巽斎>〔筆〕『誓盟狀』、写、1784/天明4、NDL, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1288416>（参照 2025-05-20）。

菖堂（暁鐘成の誤認、本稿執筆者）は大阪の著者なり彌四郎と稱す名は明啓狂名を鹿の舎眞菰又暁の鏡成と云ひ鶴鳴舎暁晴翁漫戲堂等の號あり父は和泉屋太兵衛と云ふ醬油醸造家なり放縱にして生産を事とせず戲作を以て樂とす丹波福智山に遊び藩主朽木近江守が失政あるに會し人民の為に訴状を草して訴ふ聴かれず乃ち檄文を草して黨を集む事平ぐの後主謀者を以て刑せられ萬延元年十二月十九日囚獄中に死す年六十八兼菖堂雜録、猪著聞集、滑稽漫画等の著あり（戯曲小説通志⁵³⁾」。

さて、木村兼菖堂が「河豚之説」を書いた時期は不明である。本稿においては、便宜上、執筆年を兼菖堂が67歳で死去した年にしておく。兼菖堂は「河豚之説」の中で解毒療法と調理法について書いている。医師や学者ではない人物がフグ食中毒について如何なる認識を持っていたのかを知る上で、興味深いので、これを紹介しておくこととする。次のように書かれている。フグ毒に中った場合、「烏賊魚の墨を吞むべし」。フグ毒の有無を知るには肉を少し炙ってみて、「焼け易きものは毒なし、焼け難きものは必ず毒あり、食すべからず、干鰯に製するも、毒ある魚は乾き難く、乾き安きは毒なしとぞ。」按ずるに、フグの説には種々があつて不詳だが、「尤も浪華に於ては怖るもの半に過ぎたれども兵庫の津の邊にては恐るもの些なし」、肉以外は食べないほうが良い。本草綱目に肝と子に大毒があると書かれていることに符号する。一説では眞鮭（マコ、卵巣）に毒があり、白鮭（シラコ、精巣）には毒がないという。その形が鯛の子に似ているので年中利殖を求める賤しい魚商売人がフグのマコを鯛の子と偽って売り、それを需て食すものが忽ち死に至る。ある人が云うには、播州赤穂の辺りでは誰一人もフグを食する者なく、必ず中毒するといって漁師の網に入ると海に放つという。赤穂郡の山中に櫛（しきみ、有毒常緑樹、引用者）が自生しその実が自然に谷に落ちて海に流れ出し、その海水で育ったフグはすべて有毒となる。櫛がフグと合わ

53) 「キムラ ケムカダウ 木村兼菖堂」『大日本人名辞書』上巻、経済雑誌社、1896/明治29、737頁/NDL452、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1086074>（参照 2025-05-19）。この人名辞書の人名取違え誤謬には驚倒の至りである。暁鐘成の姓も菖堂と同じ木村であり、共に「大阪の人」であったが、人名筆者は両者の生きた時代を違えている。

さると毒を発するので櫛の木でフグを煮炊きすることも禁とするという。長州赤間関の辺りでは「河豚は福の音儀なればとて、祝儀事の贈物に用ひて、大に珍重するよし」。そうなる一概にも言い難く、フグに「中る者は料理の精疎にもより、また時候にもより、又食する者の身體壯健と不快とにも寄るべし」。時候に関わりなく利益に囚われて売ることを禁じている。御触れも出ているので時候の心得が第一である。本草綱目にはフグに二種類があり、淡黒色で文点があるものは斑魚と名づけられていて毒が最も強く、「凡そ之を煮るに煤灰に落るを忌むとあり」、この魚を樹に挿しはさめば立ちどころにその木は乾枯れると書かれているという。しかし『本草綱目』には見られない記述であり、寺島良安『倭漢三才圖會』（1712/正徳2年）の「河豚」に出て来る⁵⁴⁾。

さらに「飲食禁忌」として、次のように書いている。フグは煤、荊芥（ケイガイ）、防風、菊花、桔梗、甘草、烏頭（トリカブト）、附子（ブシ）等とは禁忌といわれる。常食するものではないが、もし食すなら鮮魚を撰び、料理を精密に行い、食い合わせを充分に避け、肝類は取り捨てるべきだ。フグを食べないに越したことはない。賢明な者は食すべきではない、と。つまり、木村蒹葭堂の認識においては、フグは摂食すべきではない毒魚であった。興味深い事は、江戸時代中期頃の人々がフグの有毒部位（肝臓、卵巣）と、それらを精密に除去する料理法について知っていたと思われることである。但し、日本近海に生息するフグは約50種類にも上り、肝臓や卵巣だけでなく、筋肉や皮や精巢等が有毒である種もあるので、蒹葭堂が警鐘を鳴らしている通り、賢明な者はフグ食を忌避すべき魚であったと言えよう。

4. 2. 小川顕道「河豚鰐魚の事」『塵塚談下之巻』（1814/文化11年）

幕府の小石川養生所の内科医であった小川顕道（医師、1737/元文2～

54) 小泉栄次郎編『日本医薬随筆集成』、富倉書店、1929/昭和4、159～161頁/NDL-115～116、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1050598>（参照 2025-01-28）；拙稿前号参照のこと。寺島良安尚順編『和漢三才図会』：105巻首1巻尾1巻〕[35]、巻第51、[江戸時代]、7～8丁/NDL-17、<https://dl.ndl.go.jp/pid/2596382>（参照 2025-02-07）。

1814/文化11, 78歳自害)は『養生囊⁵⁵⁾』(1773/安永2年)の中で、貝原益軒の『養生訓』を引き合いに出して、薬の服用について痛言している。顕道は、「病氣を豫防せんが為、服薬するの愚を嗤ひて」、「薬は皆毒物なり－疾病豫防は明日の渴を豫想して今日水を飲むが如し」と痛言したとの、後の批評もある⁵⁶⁾。フグについては、『塵塚談下之巻⁵⁷⁾』の中に、「河豚鯨魚の事」という小文がある⁵⁸⁾。

顕道はフグ中毒について、次のように書いている。「河豚鯨魚(フグコノシロ)、我等若年の頃は、武家は決て食せさりしもの也、鯨魚は此城を食といふひびきを忌て也、河豚は毒魚をおそれて也、二魚とも卑賤の食物にて、河豚の價一隻錢拾二文ぐらい、鯨魚は二三錢にて有しが、近歳は二魚とも士人もてはやし喰ふゆゑに河豚は上市(ハシリ)一隻貳百銅三百銅にして、賤民の口へは思ひもよらず、鯨魚は今世も士人以上は喰はされとも魚鮓(スシ)にして士人も婦人も賞翫しくらふ、河豚も乾ふくは貴富も少しもおそれず喰ふ、鯨魚のすしに同し⁵⁹⁾」(括弧内は原文ルビ、引用者)。

55) 三宅秀/大沢謙二編『日本衛生文庫』第1輯, 教育新潮研究会, 1917/大正6, 26~102頁/NDL-20~58所載, <https://dl.ndl.go.jp/pid/935568> (参照 2025-02-05)。

56) 石原保秀『乾浴長生術』, 矢来堂出版部, 1918/大正7, 14頁/NDL-11, 24~25頁/NDL-22, <https://dl.ndl.go.jp/pid/935602> (参照 2024-12-22); 神宮司庁編『古事類苑』第49冊, 古事類苑刊行会, 1910/明治43, 1517頁/NDL-780, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1874269> (参照 2024-12-22)。

57) 小川顕道『塵塚談上之巻』, 『同下之巻』, 1814/文化11, 所載先: 内藤耻叟, 小宮山綏介標註『近古文芸温知叢書』第9編, 博文館, 1891/明治24, 上之巻5~43頁/NDL-6~51, 下之巻44~98頁/NDL-52~80所載, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1088100> (参照 2025-02-05); 小川顕道 [他]『塵塚談 俗事百工起源』(復刻版, 古典文庫54), 現代思潮社, 1981/昭和56-01)。因みに, 新井白蛾『河豚魚』(『牛馬問』), 暁晴翁撰『河豚の説』(『葦葭雜録』), 小川顕道『河豚, 鯨魚』(『塵塚談』)は, 小泉次太郎編『日本医薬随筆集成』, 富倉書店, 1929/昭和4, 157~159頁/NDL-114~116, 351頁/NDL-212に撰集されている (<https://dl.ndl.go.jp/pid/1050598> (参照 2024-12-22))。

58) 小川顕道『河豚鯨魚の事』: 内藤耻叟, 小宮山綏介 標註『近古文芸温知叢書』第9編, 博文館, 1891/明治24, 50~51頁/NDL-55, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1088100> (参照 2024-12-22)。小川顕道については, 前田健次郎編『好古叢誌』2編, 第11-12巻, 好古社, 1892/明25, 23頁/NDL-57参照のこと (<https://dl.ndl.go.jp/pid/769055> (参照 2024-12-22))。

59) 内藤耻叟, 小宮山綏介標註『近古文芸温知叢書』第9編, 博文館, 初版1891/明治24/本稿1911/明治44版, 50~51頁/NDL-55, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1088100/1/55> (参照 2024-09-06); 小泉次太郎編『日本医薬随筆集成』, 富倉書店, 1929/昭和4, 351頁/NDL-212, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1050598> (参照 2025-01-27))。

要略すれば、顕道が若い頃（江戸時代中期）には武士はフグを毒魚と恐れて食さず、コノシロもこの城を食うという響きから忌避した。二魚とも卑賤の食物であった。鱈魚とはコノシロ、魚鮓とはスシとルビがある。ところが、顕道晩年の1800年代初め頃になると武士がフグも嗜食し、コノシロは貴人を除いて武士も婦人も賞翫して喫食するようになって値上がりし、賤民の口には入らなくなった。また乾フグやコノシロスシは貴人も嗜食したと言う。つまり、江戸時代中期には、フグ食文化が広がっていたと言えよう。それに伴って、フグ中毒罹患者も増え、経験的に除毒技術も発展したと言える。顕道はフグ中毒療法については、触れていない。

4.3. 『河豚二関スル家條書（家訓條々）』（推定、宇田川榕菴著、1825～1845年頃）

『河豚二関スル家條書（家訓條々）』というフグ食禁戒家訓書が残っている。この『家條書』は「公益財団法人味の素食の文化センター」に所蔵されている。「国文学研究資料館」が運営する「国書データベース」からも閲覧できる。筆者・筆述年不明⁶⁰⁾。同『家條書』の文中に、「津良々々文ト題セル書アリ 細井甚三郎 名ハ徳民 字ハ世馨ガ著述ナリ余嘗て此レヲ一覽セリ其書中ニ云⁶¹⁾」という下りがあり、細井甚三郎が若年時に長崎に遊学した折に、ある町人一家7～8人全員が隣家医師の忠告を無視してフグを嗜食し食中毒死するという事件に遭遇したとする細井の記述文を『家條書』は引用している。細井甚三郎とは、細井平洲（1728/享保13～1801/享和1）である。『家條

60) 『河豚二関スル家條書（家訓條々）』（筆者、筆述年不明）、味の素食の文化センター所蔵、書誌情報によれば、書誌ID：100249478、原本形態は13丁、26.1×18.8cm大、1冊、デジタル請求記号：DIG-AJNM-00095、コマ数：16、<https://doi.org/10.20730/100249478>（参照 2025-01-27）。味の素株式会社食の文化センター準備室『食文化に関する文献目録』（単行本/江戸期）、1983/昭和58-10、51頁/NDL-33（<https://dl.ndl.go.jp/pid/12163897>（参照 2024-08-30））の中で記載されている同書書誌情報でも著者・発行年の記載はない。岡田正毅「フグの文献収集を楽しむ--『フグ文化史年表』づくりの一里塚」、健康食品株式会社・企画室〔編〕『食：ケンシヨク「食」資料室年報』16（59）、健康食品企画室、1996/平成8-12、2～12頁/NDL-3～8所載、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1828568>（参照 2024-08-30）でも同『家條書』の紹介文があるが、著者・発行年の記載はない。

61) 同上『家條書』、4丁。

書』が引用した平洲の遺書「嚶鳴館遺草」の巻第五において「笑止なる儀目前に有之候」と書かれている⁶²⁾。平洲の遺書「嚶鳴館遺草」は平洲の子世克徳昌が父の遺稿を編集したものである。世克「天保乙未花朝前三日、細井徳民撰」とあるので、1835/天保6年に刊行されたことになる。

平洲は江戸時代中期末の儒学者である。本姓は紀氏、諱は徳民、通称は甚三郎、字は世馨と称し、平洲または如来山人と号した。尾張国知多郡平島村（現在の愛知県東海市）の出身と言われる。平洲は1751（宝暦元）年、24歳の時に江戸へ赴き、嚶鳴館という私塾を開設して多くの塾生を集めたといわれる。平洲の名声は各地諸藩にも馳せて、西条、人吉、紀伊、大和郡山各藩等から賓師として迎えられ、江戸時代の名君の一人とされる上杉治憲（1751～1822、鷹山）が平洲を招いたことは周知の逸話である⁶³⁾。

この『家條書』の作成者は、事によると細井平洲あるいは、大槻玄沢（蘭学者）の後継者と言われる宇田川玄真（1770/明和6年～1835/天保5年、蘭方医。医学用語「脾臓」の造語者）、或いは玄真の養子の宇田川榕菴（1798/寛政10～1846/弘化3、津山藩〔現・岡山県津山市〕の藩医・蘭学者）あたりであろうか（本稿筆者推測）。

昭和年代に入って、金杉英五郎という人物（1865/慶応1～1865/昭和17、医師・帝国議会衆議院議員・貴族院勅選議員・東京慈恵会医科大学初代学長）が1927/昭和2年1月の第52回大日本帝国議会貴族院本会議で「国務大臣の演説に対する質疑」を行っており、その中にフグ食禁令を求めて弁舌を振るった箇所がある。次のような記録が残っている。「頗る大なる問題・・・即ち有毒飲食物取締のことで・・・古来頗る有毒のものと定つて居ります所の河豚の食用を何故

62) 細井平洲「嚶鳴館遺草」、井上哲次郎、蟹江義丸共編『日本倫理彙編』巻之9、育成会、1903/明治36、129～130頁/NDL-70～71、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1913328>（参照 2025-01-15）

63) 守田峰子「上杉治憲の経営思想（2）－その生成過程と治憲の決意－」、日本福祉大学編『日本福祉大学研究紀要』（99）（2）、日本福祉大学、1998/平成10-08所載、137～154頁/NDL-70～79、<https://dl.ndl.go.jp/pid/2275517>（参照 2025-01-15）：皆川英哉「郷土再発見 日本の師道を確立した上杉鷹山の師・細井平洲先生」、愛知県教育委員会編『教育愛知』44（6）（520）、愛知県教育振興会、1996/平成8-09、50～55頁/NDL-29～31、<https://dl.ndl.go.jp/pid/6034606>参照（参照 2025-01-15）。

禁止せぬかと云うことであります、・・・是は申す迄もなく實に危険な食物であります、天保時代に於きましても宇田川某、細井某など云う人は大きな書き物をして家憲條條と名けて子孫に傳へたものであります、種々雑多の危険な状態を書きまして、子々孫々に之を食つてはならぬ、斯の如く家庭に於ても注意した程のものであります⁶⁴⁾。金杉が「家憲條條」と言っているのは、『河豚ニ関スル家條書（家訓條々）』であろう。「宇田川某」とは宇田川玄真か、その養子の宇田川榕菴（1798/寛政10～1846/弘化3、津山藩（現・岡山県津山市）の藩医・蘭学者）あたりであろう。「細井某」とは細井平洲である。『平洲全集⁶⁵⁾』の中に『家條書』は見当たらない。『家條書』の作者が読んだという「津良々々文ト題セル書」は平洲存命中の原文書なのか、或いは、平洲の子世克徳昌の遺稿集なのか、さらに『家條書』が宇田川某、細井某のいずれの者の手になるものなのかは、不詳である。本稿が傾注するところは、江戸時代中期の知識人の間で、フグ食中毒を回避する禁戒思想が儒教思想に根差し、中毒原因の究明に向かわなかった理由である。

次に、その理由を『家條書』の内容の中に探ることにする。同書は和綴13丁である。漢字カタカナ交文中で、平易な文章で書かれている。内容構成を概観すると、頭書において、父親のフグ食禁戒の遺戒を継承して「河豚ハ食ウベカラズ於吾家ハ子々孫々ニ至ル迄固ク此レヲ禁ジ置クナリ」と記して、子々孫々永々フグ禁食を家父伝来の遺訓とするとしている。続いて遺訓の根拠として、フグ中毒死の悲惨な事件を複数例で綴って禁食を戒飭する。その文脈において、細井平洲が若年長崎遊学の折に遭遇した一家全員のフグ中毒死事件実記を引用して、「實ニ士君子タル者ノ可食モノニアラズ」と述べている。その下りに、「人糞ガ妙薬ト申シ候テ糞ヲ用ヒ候ヘバ暫スギ候テコレハ仕合ニヨミガヘリ申候」と、人糞を嘔吐剤として飲むことが書かれてい

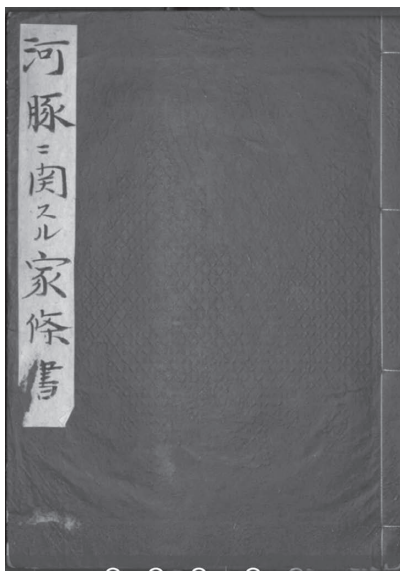
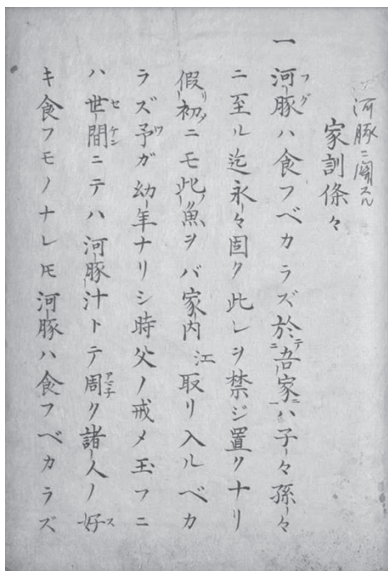
64) 「大正十二年法律第三十五號中改正法律案」審議記録中の特別委員・金杉英五郎質疑録、大日本帝国議会誌刊行会編『大日本帝国議会誌』第17巻、大日本帝国議会誌刊行会、1930/昭和5、39頁/NDL-61、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1448339>（参照 2024-09-28）。

65) 細井平洲〔著〕ほか『平洲全集』、松野鶴平、1921/大10、<https://dl.ndl.go.jp/pid/926542>（参照 2025-01-15）。

る。文末に、ある老人が若い時分から七十有余歳まで毎年冬から春にかけて多くフグ食を嗜食し、この間に有毒フグに出会ってれば死去したであろう故に、「人々ニモ心ヲ安スンシテ食ヒ玉ヘト勸ムル也ト云ヘリキ是レ至テ浅キ了簡ナリ」と語ったという奇話を訓話として跋文を結んでいる。

複数のフグ中毒死事件の記述では、事件の経緯と死に到るまでの症状や、中毒療法の無い事などが縷説される。筆者は、なぜ人々が死を賭してもフグ食に走るのかを問わず、フグ中毒発生の有無理由を追究しようとしていない。フグ喫食が必ずしも中毒を惹起しないこともあると承知しながら、中毒致死の虞を絮説し、「士君子タル者ノ可食モノニアラズ」としてフグ禁食の遺訓としている。換言すれば、「人糞」を嘔吐剤とする療法に対して非衛生的意識が働いておらず、食中毒原因を究明しようとする発想が見られない。

写真11 『河豚ニ関スル家條書』、おもて表紙と1丁表



出所：『河豚ニ関スル家條書（家訓條々）』（筆者、筆述年不明）、味の素食の文化センター所蔵、書誌情報によれば、書誌ID：100249478、原本形態は13丁、26.1×18.8cm大、1冊、デジタル請求記号：DIG-AJNM-00095、コマ数：16、<https://doi.org/10.20730/100249478>（参照 2025-01-27）。

4. 4. 島原藩河豚食禁令（1826/文政9年）；尾張藩河豚食禁令（1834/天保5年，1852/嘉永5年）

江戸時代に多くの藩がフグ食禁止令を発したという憶説がある。例えば、次のような説である。「日本で最初にフグ食禁止令が出されたのは、安土桃山時代といわれている。（改行、引用者）江戸時代には幕府がフグ売買に警告を出し、各藩で禁令が出された。長州藩（山口県）では、中毒死した武士は家禄を没収され、家名断絶ということであったらしい⁶⁶⁾。」と書いている。この論述に典拠史料（古文書）を期待したが、不記載である。次に、山口県衛生部環境衛生課『ふぐ処理師教本：ふぐ処理師用教材』（1981年）によれば、江戸時代に入ると「ふくとう汁が広範囲に広まったため、フグ中毒による死亡者も多く、各藩はそれぞれ『河豚食用禁止の掟』を設けるようになった。なかでも尾張藩の取締りは厳しく、その掟には次の文言が見られる。

一、河豚捕來河豚捕來賣捌候漁師買取賣捌者買請け給べ候者押込五日

一、右魚貰ひ請け給べ候者押込三日

一方、長州藩では、フグを食べて中毒死した武士に対しては、家禄の没収や家名断絶という措置を定めていた。⁶⁷⁾」。

大正・昭和初期に食通で名を馳せていた木下謙次郎（1869～1947、政治家。貴族院議員，衆議院議員）は『美味求真』（1925/大正14年）の中で、次のように述べている。「徳川時代には之れを食ふことを禁じ、犯すものは處罰せられたり。尾州藩の禁令に、一河豚捕來賣捌候漁師買取賣捌者買請け給べ候者押込五日 一右魚貰ひ請け給べ候者押込三日とあり。各藩これと大同小異の布令あり⁶⁸⁾。』。

薄井恭一『隨想美味求真』（1983年）も木下の『美味求真』言説を引用す

66) 蟻川トモ子「江戸時代の東西の食材について-魚を中心に」日本生活文化史学会 編『生活文化史』（34），日本生活文化史学会，1998/平成10-09，39～58頁所載，NDL閲覧不可，書誌情報掲載： <https://dl.ndl.go.jp/pid/7957719>（参照 2024-06-10）。

67) 山口県衛生部環境衛生課『ふぐ処理師教本：ふぐ処理師用教材』，1981/昭和56，36～37頁/NDL-23， <https://dl.ndl.go.jp/pid/12613499>（参照 2025-01-22）。

68) 木下謙次郎『美味求真』，啓成社，1925/大正14，294頁/NDL-184， <https://dl.ndl.go.jp/pid/982351>（参照 2025-01-22）。

る⁶⁹⁾。木下は、尾張藩河豚食禁令に関する典拠を示していないので、禁令原文を確認できない。

木下の『美味求真』(1925/大正14年)から遡ること33年、1892/明治25年9月に、フグ毒研究の泰斗といわれた高橋順太郎(1856/安政3～1920/大正9、薬理学者・医師)の指導下で同研究に従事して成果を上げ早世した猪子吉人(1866/慶応2～1893/明治26、薬理学者)は「魚毒論」の中で江戸時代の名古屋藩河豚禁令について、次のように記述している。「徳川幕府時代名古屋藩ニ於テハ夙ニ左ノ法令ヲ布ケリ(小鹿島氏日本食志第三一五頁)一 河豚魚捕来賣捌候漁師買取捌候者売買請給候者は押込五日 一 右魚貰ひ請給候者は押込三日⁷⁰⁾」と。猪子が典拠元と上げた『日本食志』では、小鹿島果なる人物が、「徳川幕府ノ時ハ衛生上ヨリ飲食注意ノ點甚薄カリシ世ナレドモ河豚ノ毒ニ懼ルモノ多キヲ患ヘテ舊名古屋藩ニテ左ノ法令ヲ布ケリ⁷¹⁾」と書いている。法命文も同じであるが、藩法原文は不明である。因みに、「名古屋藩」とは、周知の通り、版籍奉還後の尾張藩の名称である。藩庁は尾張国名古屋城(愛知県名古屋市)に置かれ、藩主は徳川御三家の尾張徳川家であった。尾張藩のフグ食禁令については、後述する。

話を戻すと、木下『美味求真』(1925/大正14)から5年前に、関以雄『衛生史譚：講話材料』(1920/大正9年)に「尾藩の河豚賣買禁止」という言説がある⁷²⁾。同書の言説は、尾張藩のフグ食禁令文言は木下『美味求真』のそれと同じであるが、それ以外では逆である。関は述べる、「徳川時代は衛生上に關する飲食物の注意は皆無と云つてよい位であつた、併河豚に就て獨り尾藩では左記の法令を布いてあつた。・・・(法令文言は同じ：引用者)されど他の藩

69) 薄井恭一『随想美味求真』, 春秋社, 1983/昭和58-11, 10～11頁/NDL-11, <https://dl.ndl.go.jp/pid/12106920> (参照 2024-12-08)。

70) 猪子吉人「魚毒論」, 日本医史学会[編]『中外医事新報』(300), 日本医史学会, 1892/明治25-09, 961～966頁/NDL-4～7, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1739862> (参照 2024-07-23) (河豚毒有)。

71) 小鹿島果「魚通論」, 同者著『日本食志：一名・日本食品滋養及沿革説』, 小鹿島果, 1885/明治18-10, 315頁/NDL-175, <https://dl.ndl.go.jp/pid/849126/1/175> (参照 2024-12-06)。

72) 関以雄『衛生史譚：講話材料』, 関以雄, 1920/大正9, 285頁/NDL-152, <https://dl.ndl.go.jp/pid/935653> (参照 2024-12-22)。

ではこんな令達は更になく、九州邊では盛に喰つて居ることは、今古一貫であると傳へられて居る⁷³⁾。つまり、徳川時代には飲食物に対する衛生上の注意は皆無であり、尾張藩以外の他藩にフグ食禁令はなく、九州ではフグが盛んに嗜食されていたと関は言うのである。また平賀源内は、既述の通り、「ある君主が有毒フグ食を憂いてフグ食中毒死は他家断絶とまで律を立てた。」と書いたが、どの藩が定めた「律」かを確認できない。

長州藩でのフグ食禁令説については、山口県文書館が長州藩の藩法を蒐集・編集した『山口県史料 近世編 法制 上』（1976年）、『同 下⁷⁴⁾』（1977年）の中に禁令史実を確認できない。同文書館の手に成る藩法集は長州藩の藩法を網羅して収録したものではないとも書かれているので、長州藩にはフグ食禁令は存在しなかったと断言することはできない。しかし後段で検討する賀屋恭安や吉田松陰がそれぞれ独自思想からフグ食禁戒説を唱えていることから傍証的に推定しても、長州藩は禁令を發布していなかったとするのが至当である。筆者の調査の限りでは、島原藩と尾張藩においてフグ食禁令が発せられている。この二藩以外には、藩法史料が見つからない。

（1）島原藩フグ食禁令

島原藩については、1819/文政2年4月、松平忠侯は父松平忠馮の死去に伴って老中の命により肥前国島原藩遺領を受け継いで襲封し、藩主として島原城に入部した。1826/文政9年4月25日、フグ食禁止令（1936/昭和11年10月6日フグ禁令解除）を出している⁷⁵⁾。

73) 関以雄『衛生史譚：講話材料』、関以雄、1920/大正9、285頁/NDL-152、<https://dl.ndl.go.jp/pid/935653>（参照 2025-01-22）

74) 山口県文書館編『山口県史料』近世編 法制 上、山口県文書館、1976/昭和51、NDL、<https://dl.ndl.go.jp/pid/9573354>、同下、1977/昭和52、NDL、/9573833（参照 2025-05-17）。

75) 林銑吉編『長崎県島原半島史』下巻、長崎県南高来郡市教育会、1954/昭和29、674頁/NDL-351、693頁/NDL-360、918頁/NDL-474、1027頁/NDL-528、<https://dl.ndl.go.jp/pid/3048626>（参照 2024-05-21）。原文は不記載）。同書は1979年に再版、林銑吉編『島原半島史』下巻、国書刊行会、1979/昭和54、674頁/NDL-348、693頁/NDL-357、918頁/NDL-471、1027頁/NDL-528、<https://dl.ndl.go.jp/pid/9770499>（参照 2024-07-21）。長崎県は昭和11年10月6日フグの販売禁止令を解除した（『島原半島史』下巻、918頁/NDL-471）。

(2) 尾張藩フグ食禁令

次に、尾張藩のフグ食禁令に目を向けよう。同藩での禁令については、愛知県一宮市が編纂した『新編一宮市史史料編八（尾張藩村方御触書集下）』の中に4つの触書が採録されて残っている。禁令は寺社・勘定奉行から発せられている。尾張藩の統治機構（年寄、中老、奉行等）については、本稿では容喙しない。

『新編一宮市史史料編』の「資料編七・八両巻は、尾張藩領内の村方に布達された触書（法令）および、これに準ずるものを、数か村の村役人の筆録した触留の類から採録して、これを年代順に配列したものである。⁷⁶⁾」。『資料編八』は、その「凡例」の文頭で、「天保5年以降の尾張藩村方触書を収録したものである」と書かれており、フグ食禁令は同編に収録されている。

『新編一宮市史史料編八（尾張藩村方御触書集下）』の中に、以下のような触書が収録されている。

- ①文書番号二三六九：1834（天保5）年、「当時流行病之儀」の一文、「河豚の毒にあたりたるに、麻油（こまのあふら）を多ク口ニそ々ぎ入てよし⁷⁷⁾」。
- ②文書番号二六〇七：1837（天保8）年9月、「近来河豚売買不少、下賤之者共、強而弁もなく飽食いたし相果候者も追々有之哉ニ相聞候、右魚之毒に強く中候得ハ療治いたし候共薬力不屈、人命ニも拘候付、向後河豚売買不相成候 九月⁷⁸⁾」。
- ③文書番号三五二二：1852（弘化3年）「河豚魚之儀売買不相成段札去ル酉年相触置候処、猶又近来内々ニ而商ひ候趣相聞、随而河豚之肉を取交魚肉躰ニ製し、又ハ日干ニいたしヒフクと唱瘡病ニ相用候得ハ功能も有之由ニ而商ひ候趣も相聞、不都合之事候、右ハ製方潜り候共元来大毒之品ニ付向後河豚売買堅不相成候、十二月（添書、午二月四日、児貞一郎、勘定奉行よりとする。）⁷⁹⁾」。

76) 『新編一宮市史』資料編 第8（尾張藩村方御触書集 下）、一宮市、1968/昭和43、NDL、<https://dl.ndl.go.jp/pid/3030378>（参照 2025-05-24）。

77) 同書、24頁/NDL-33。

78) 同書、98頁/NDL-70。

79) 同書、451頁/NDL-264。

④文書番号三九六七：1852（嘉永5年）「河豚魚之肉を取交，魚肉糕ニ製，又ハ日干ニいたしヒフクと唱，瘡病ニ相用候得ハ功能も有之趣（添書：荷・「由」）ニ而商ひ候趣相聞候処，右ハ製方潜り候共，元来大毒之品ニ付河豚魚売買不相成段，支配所（添書：荷なし）へ触出方之儀追々相達（添書：荷，「触」）置候処，兎角不相用，此節ニ至り候而ハ内々商ひ候者有之趣，不埒之事ニ付向後売買堅不相成候「事」（添書：荷）十月十七日 深 新平（「荷」は八月付で，添書，十月二日，山貫一郎，寺社・勘定奉行よりとする。）⁸⁰⁾。添書については，例えば「荷」とは、『新編一宮市史』資料編 第8「解説」に，「海部郡弥富町荷之上，服部尚彦氏所蔵触留（略号「荷」）」とある⁸¹⁾。

上掲の憶説「一河豚捕來賣捌候漁師買取賣捌者買請け給べ候者押込五日一右魚貰ひ請け給べ候者押込三日」といった「触書」は見当たらない。記述の通り，古文書採集史料によれば，島原藩でも尾張藩でも，フグ売買禁令が出されていたが，罰則規定は確認できない。長州藩ではフグ中毒死を出した家は家禄の没収や家名断絶とする藩法があったとする説は臆説である。後段において検討するが，長州藩においてフグ食禁令が存在したならば，同藩の賀屋恭安（藩医）や吉田松陰（藩士）が敢えてフグ食禁戒説を唱道する必要はなかったであろう。関以雄の推定が史実に徴して肯綮に当たっているといえよう。

（3）補録，河豚食鑑諸説

本稿で項目立てて論述するフグ禁戒説の他，フグ食中毒と解毒に関する記述がある。中国からの舶来書や日本の書籍等に出てくる知見がそれである。

①三浦梅園（1723/享保8～1789/寛政1）「養生訓」（1778/安永7）中のフグ食訓戒。梅園は豊後国（現大分県国東市安岐町富清）に在住した医師である。「嗜味の人好んで，河豚を食ふ，この物往往人を殺す，其毒まれに發する故に，おもんばかりなき人，好んで，これを食ひ，其毒發するに臨み

80) 同書，577頁/NDL-309。

81) 『新編一宮市史』資料編 第8（尾張藩村方御触書集〔下〕），一宮市，1968/昭和43，2頁/NDL-9，<https://dl.ndl.go.jp/pid/3030378>（参照 2024-05-28）。

ては、臍をかめども甲斐なし、昔いづれの諸侯にてかありけん、河豚を好まれしに、大人（徳のある人）の用ひむべきものにあらざと、屢屢諫めけれども、承引なし、猶諫むる臣のあれば、河豚毒なし、其毒あるものは別種なり、それ試みよとて、其毒ありと云ふ河豚を、罪人に試みられしに罪人更らに恙（つつが）なかりければ、其君始めてさと、我毒を含めるは河豚中の別種なりと思へり、今其毒ありとする物に毒あらざれば、其毒はかるべからず、我是より絶んとてやめられしとぞ、其初の過ちはさる事なれども、後の果斷はさすがに大名の果斷なり、浪花の中井履軒幽人は我も久敷書信を通ずる人なり、其著せる所の敝箒の内祭食河豚死者文あり、ここにかかげて爽口者（賢い者）の戒とし、履軒丁寧（注意深い気配り）の意をひろむ。⁸²⁾」（括弧内は本稿筆者）。

- ② 「河魰魚」，（清）石成訂集『食鑑本草1巻食愈方1巻重刻大宗伯董玄宰先生祕傳延壽丹方1巻』（1883/光緒9年）。「河魰魚有大毒浸血不盡有紫赤斑眼者或誤破腸子者或修治不如法誤染屋塵者俱膳殺人洗宜極淨宜極熱中毒橄欖蘆根汁解凡服荊芥菊花附子烏頭之人食之必死」⁸³⁾。「河魰」とは「河豚」の別称である。清時代の「時文」であろうか。要約すれば、フグ魚は非常に有毒で、血を吸うと目に紫色や赤色の斑点が現れる。誤って魚の内臓を壊したり、適切に処理されずに室内塵で汚染されたりすると、人が死亡する恐れがある。よく洗ってきわめて丁寧に調理する必要がある。中毒は橄欖やヨシの根（蘆根）の汁で治る。荊芥、菊、トリカブトを摂取した者は、それを食べると死ぬであろう、と書かれている。

- ③ 「ふぐ河豚」，石川元混著『日養食鑑』（英文蔵，1820/文政3年）。「ふぐ

82) 三浦梅園・他『養生訓 養生弁』，成史書院，1940/昭和15，20～21頁/NDL-15，<https://dl.ndl.go.jp/pid/1052850>（参照 2025-05-29）。梅園の経歴については、久保天随『近世儒学史』，博文館，1907/明40-11，166～172頁/NDL-89～92参照の事，<https://dl.ndl.go.jp/pid/756215>（参照 2025-05-29）。

83) 「河魰魚」，清石成訂集『食鑑本草1巻食愈方1巻重刻大宗伯董玄宰先生祕傳延壽丹方1巻』，1883/光緒9年，江戸寫，12丁/NDL-14，<https://dl.ndl.go.jp/pid/2536233/1/14>（参照 2025-05-24）。「中醫笈成」検索によれば、『食鑑本草』の著者は中国・清朝時代の費伯雄，1883/光緒九年である（<https://jicheng.tw/tcm/book/食鑑本草>（参照 2025-05-24））。

河豚 甘温大毒あり ▲荊芥，菊花，附子烏頭と差合 ○橄欖及龍腦を水に浸し用れば河豚の毒を解す⁸⁴⁾」。

- ④大阪で開業した蘭方医（周防国佐波郡/現防府市出身，後に萩藩医）の齋藤方策（生年不明～1849/嘉永2）のフグ中毒医師診断所見が残っている。「毒氣カト考候故河豚蝮蛇ノ毒ノ如ク直ニ神經ヲ中傷致シ候ト被存候皮膚ヨリモ襲入可申候へ共多クハ口鼻ヨリ直ニ胃ニ入り胃腸脱疽ノ如ク相成候様ニ被考候云々⁸⁵⁾」。この文面は，齋藤方策が1822/文政5年9月に仙台藩蘭方医の佐々木仲澤（1790/寛政2～1846/弘化4，大槻玄沢の高弟）に宛てた書簡の中にあり，大槻玄沢（1757/宝暦7～1827/文政10）の手記に採録されているといわれる。フグ中毒症状に対する医師診断所見が興味深い。

- ⑤「河豚」，清何其言撰『養生食鑑2巻圖1巻』（未見書齋石印，1894/光緒20年）。光緒20年とは，中国・清朝・光緒帝治下の1894年ということになる。次のように書かれている。「河豚魚 腹白背赤道如印目能開闔觸物即噴怒腹脹如氣毬浮起俗名泡魚 味甘性温有毒補虛去濕氣理脚氣去痔疾殺蟲味雖珍美修治失法食之殺人者火忌治煤并沾灰塵肝子有大毒不宜食之凡中比魚毒者用鴨血灌下立解食生蟛蜞亦妙乾者已經日曝火煨煮熟以昔食之無害味亦甘美⁸⁶⁾」。要約すれば，「フグは腹が白く，背中が赤道状で目が斜視のように見える魚である。何かに触れると目を開けて怒りを示す。腹部が毬のように膨らんで浮き上がる。俗名泡魚である。味は美味であるが，有毒である。食せば元気を回復させ，体の湿気（東洋医学の「湿邪」，本稿筆者）を取り除き，潰瘍や痔を治し，病原（蟲）を消す。味は珍味であるが，食べ方を間違えると人を死なせてしまうこともある。煤や灰塵と一緒にしては

84) 「ふぐ河豚」，石川元混『日養生鑑』，英文蔵，1820/文政3，51丁/NDL-53，<https://dl.ndl.go.jp/pid/2536727/1/53>（参照 2025-03-09）。

85) 田中助一 著『防長医学史』上巻，防長医学史刊行後援会，1951/昭和26，153頁/NDL-92，<https://dl.ndl.go.jp/pid/1375269>（参照 2025-05-27）；私立奨進医会事務所〔編〕『医談』(9)，私立奨進医会事務所，1894/明治27-02，10頁/NDL-6，<https://dl.ndl.go.jp/pid/1498814>（参照 2025-05-27）。なお，齋藤方策については，『防長医学史』を参照の事。

86) 「河豚」，（清）何其言撰『養生食鑑2巻圖1巻』，未見書齋石印，1894/光緒20年，序，NDL-78，<https://dl.ndl.go.jp/pid/2536851/1/78>（参照 2025-03-09）。

ならない。肝や卵巣には大毒があり、食べてはならない。この魚の毒に中った者は鴨の血を飲むか、生のカニを食べれば解毒できる。乾燥させたものを天日干しし、煮込んで調理したものは無害で美味しい。」となろうか。

- ⑥「河豚」，中野崇庵著『懷中食鑑』，山城屋新兵衛〔他2名〕（1849/嘉永2年）。「河豚 △どくあり あたた（温）むきミ（気味）をおぎなひ，こし（腰），ひざ（膝）をあたため 痔を治し，むしをころす，ふぐ食し日ハ一切のくすりのむへからず，ふくのはらに大どくあり。ふぐにあたりし人うのをあぶらををのむべし⁸⁷⁾」（括弧は本稿筆者）。

写真12 江戸時代後期の漁村風景



出所：大蔵永常『徳用食鑑』，鶴屋喜右衛門，1833/天保4，序，NDL-12丁，<https://dl.ndl.go.jp/pid/2536717>（参照 2025-03-14）。

4.5. 賀屋恭安著『河豚談』（1830/文政13年）

(1) 賀屋恭安の人物像

江戸時代晩期の長州藩に，賀屋敬（恭安）⁸⁸⁾（カヤ タカシ，キョウアン，

87) 「河豚」，中野崇庵『懷中食鑑』，山城屋新兵衛〔他2名〕，1849/嘉永2年，11丁/NDL-15，<https://dl.ndl.go.jp/pid/2542989/1/15>（参照 2025-03-10）。

88) 賀屋恭安と青木周弼（長州藩蘭方医）は共に藩医の有力者であった。岡原義二代表編

以下、賀屋恭安、1779/安永8～1842/天保13) という藩医がいた。賀屋は、1830/文政13年に『河豚談』というフグ食禁戒書を書いている。同書はフグ食戒飭を説き、先哲の卓識に自らの見識を加えて精彩を放っている。明治元年(1868年)から遡って、38年前のことである。吉田松陰が「不食河豚説」を著したのが1856/安政3年であるから、それより26年前ということになる。賀屋が藩医を務めたのは、長州藩においてであった。長州藩は江戸時代に長門国と周防国を領国とした外様大名の藩で、代々毛利家を藩主とした。毛利氏は1600/慶長5年の関ヶ原の戦いに敗れて防長二国に領地を削減され、それ以来、藩庁を250年以上に亘って長門(ナガト)国萩(現在の山口県萩市)の萩城に置いた。幕末の1863/文久3年に藩庁は萩城から山口城へ移鎮(移転)された。萩時代を萩藩、山口時代を山口藩と区別する向きもある。現在、山口城跡には、山口県庁が置かれ、旧山口藩庁門が威容を留める。旧藩庁門には、幕末憂国の志士達が駆け抜けたであろう魂魄の幻影が漂う。

恭安が『河豚談』を刊行した1830/文政13年から遡って8年前、長州藩13代藩主・毛利慶親⁸⁹⁾(敬親、1819/文政2～1871/明治4)は藩財政の立て直しの為に藩士村田清風(1783～1855)を起用して藩政改革に着手させた。1838/天保9年の事である。さらに藩医の恭安と能見洞庵⁹⁰⁾(ノウミ ドウアン、1794～1872)

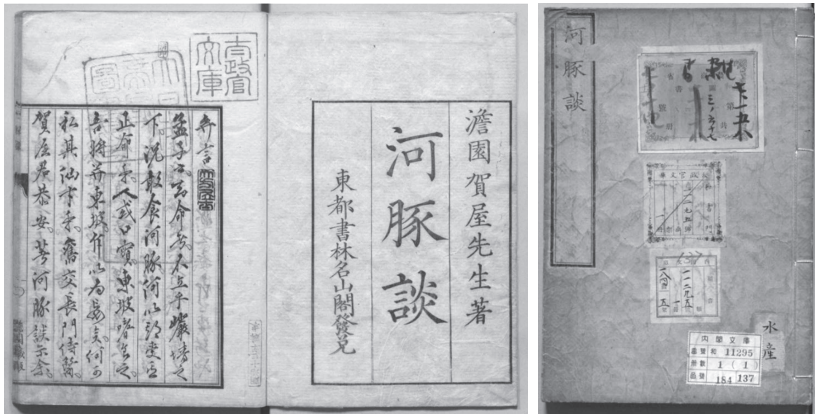
輯『青木周弼』、青木周弼先生顕彰会、1941/昭和16を参照の事、NDL、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1043326> (参照 2024-06-30)。

89) 毛利慶親は江戸時代末期の長州藩藩主であった。慶親は1864/元治元年7月の「禁門の変」により、朝廷から「慶親」の官位を剥奪されて「敬親」に改名した。即ち、毛利慶親を藩主とする長州藩は1864/元治元年6月に池田屋事件で多くの長州藩士を会津藩麾下の新選組によって殺害・捕縛されるに及んで京に出兵し、7月に武力衝突事件(「禁門の変」)を起こした。朝廷はこれを長州藩の暴挙とし、幕府に長州征討を命じ、8月に慶親の官位を剥奪した。そこで、慶親は「敬親」に改名した。巷間では「そうせい侯」の愛称で呼ばれた敬親は暗愚の君主ではなかった。長州弁の「そうせい」とは、「そうしなさい」という意味である。敬親は財政破綻の危機にあった長州藩主としてその襲封後に藩政改革に着手し成果を収めた。敬親は豪胆な決断力と身分軽重を問わない包容力のあった人物のようである。瑣事を臣下一任して泰然自若を貫き、藩内人臣領民から親愛を得ていた君主のようである(平池久義「長州藩における撫育制度について：組織論における革新の視点から」、『下関市立大学論集』43(1)(109)、下関市立大学学会、1999/平成11-07 参照の事。NDL、<https://dl.ndl.go.jp/pid/2840991> (参照 2024-06-25)。

90) 能美洞庵は1794/寛政6年生まれ、長門萩藩の藩医として藩主の毛利斉元(ナリモト)、敬親(タカチカ)の側医を務め、同藩医学館済生堂(後、好生館)の創設に尽力し、

に「医業成立定掛」を任じ、藩主別邸の萩南苑内御茶屋を仮教室にして医学所を開所させたのが1840/天保11年9月4日の事である⁹¹⁾。恭安の『河豚談』刊行は藩政改革の開始より8年前、医学所開設より10年前という事になる。同書刊行の当時、恭安は江戸在住であったので、同地で執筆した事になる。

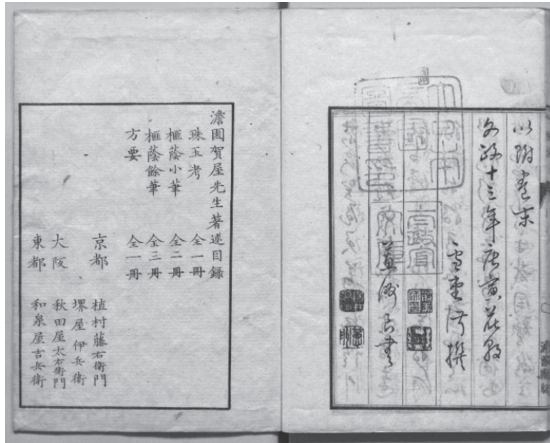
写真13 『河豚談』の表表紙と裏面



頭取となって種痘普及に努めた。青木周弼（アオキ シュウスケ、1803～1864）は洞庵に医学・儒学を師事し、弟の青木研蔵と共に長崎でシーボルトの教授を受け、同藩内での種痘普及とコレラ治療に貢献した。田中助一『防長医学史』上巻、防長医学史刊行後援会、1951/昭和26、NDL、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1375269>（参照 2024-11-26）；上田正昭・他監修『日本人名大辞典』、講談社、2001/平成13参照。因みに、ドイツ人医師・博物学者のシーボルト（Philipp Franz Balthasar von Siebold, 1796-1866）は1823/文政6年にオランダ商館員として来日した。このシーボルトは1828/文政11年に「シーボルト事件」を起こしている。幕府禁制の日本地図（伊能忠敬の『大日本沿海輿地全図』縮図）を国外に持ち出そうとして発覚した。この事件に連座して、シーボルトの情報収集に協力した嫌疑で高橋景保ら多くの日本人関係者・蘭学者等が捕縛・処罰された。

- 91) 「長州藩校明倫館の教育」、鈴木博雄『近世藩校の研究』（博士論文）1993/平成5、89～98頁/NDL-91～100参照、<https://dl.ndl.go.jp/pid/3103090>（参照 2024-06-30）。萩市史編纂委員会編『萩市史年表』、萩市、1989/昭和64、33頁/NDL-21、<https://dl.ndl.go.jp/pid/9576507>（参照 2024-06-30）；『萩市史』第1巻、萩市、1983/昭和58、863～876頁/NDL-453～460、<https://dl.ndl.go.jp/pid/9575270>（参照 2024-06-30）；『山口市史』、山口市、1982/昭和57、651～652頁参照、NDL-350～351、<https://dl.ndl.go.jp/pid/9575180>（参照 2024-06-30）。富士川游『日本医学史』、裳華房、1904/明治37-10、NDL、<https://dl.ndl.go.jp/pid/833360>（参照 2024-09-05）。因みに、村田清風が藩主から慢性的財政逼迫を改善する為に命ぜられた藩政改革の骨子は財政再建にあった。清風は商業奨

写真14 『河豚談』奥付



出所：国立公文書館請求番号：184-0137簿冊名：『河豚談』，目録情報URI: <https://www.digital.archives.go.jp/file/1244983>から転載。

長州藩の藩政改革は財政再建を目的としたが，同時に医学と医療にも力を入れている。賀屋恭安，能美洞庵，洞庵を師事した青木周弼（1803～1864）等は種痘やコレラ治療，医学学校創設に尽力した。「周弼は上役である賀屋恭安・能美洞庵等とはかつて医学学校の創設を建言し，天保十一年九月にはじめて医学学校創設が実現した⁹²⁾。」南苑医学所は1859/安政6年に「好生堂」と改称され，医学志望者の蘭学教育振興を担った。

叙述を本筋に戻そう。恭安が『河豚談』を刊行した1830/文政13年当時，長州藩の，とくに沿海地域や，また江戸の地でも，庶民の間でフグ食が広がっていたようである。

励・統御政策と医療・教育政策を打ち出し成果を上げた。余話であるが，清風は軍事力強化にも取り組み，名刀工の源清磨を招いて刀剣制作にも力を入れたといわれる（内田疎天『勤皇日本刀の研究』，公立社，1942/昭和17，268～227頁/NDL-150～209，<https://dl.ndl.go.jp/pid/1069185>；川口陟『日本刀襍記』，照文閣，1943/昭和18，130頁/NDL-254～255，<https://dl.ndl.go.jp/pid/1125202>（参照 2025-05-28）（参照 2025-02-23））。

92) 田中助一『防長医学史』下巻，防長医学史刊行後援会，1953/昭和28，301～302頁/NDL-164～165，<https://dl.ndl.go.jp/pid/1375270>（参照 2024-05-12））。

『河豚談』⁹³⁾は、今日、国立公文書館デジタルアーカイブから公開されている。その他、京都大学附属図書館には、『重訂河豚談』が残っている⁹⁴⁾。『河豚談』(原本)の末尾には著者本人の短文の他、「附録」に所縁のある4名の「河豚賛」が載録されている。内容紹介の前に、恭安について人物像を確認しておきたい。恭安は、どのような世界認識や医学知識の持ち主であったのだろうか。萩医師会はその歴史の嚆矢として、次のように述べている：

「萩市医師会は、西暦1840年(天保11年)9月4日に、時の萩藩主毛利敬親公(たかちかこう)の命により、賀屋恭安(かやきょうあん)、能美洞庵(のうみとうあん)両氏により、南園内に創設された時に始まりました。(改行)その後、赤川玄悦(あかがわ げんえつ)、青木周弼(あおきしゅうすけ)や長崎に留学中の阿部魯庵(あべろあん)その他多くの蘭方医により、1850(嘉永3年)南園内に好生館を設立し活動の拠点としました。⁹⁵⁾(改行挿入、引用者)。

田中助一著『防長医学史』(下巻、1953/昭和28)の中に「賀屋恭安とその一族」という小節がある。そこに詳述されている⁹⁶⁾。田中助一によれば、賀屋家に「澹園雑録」という自筆原稿が残っていて、恭安の人物を推し量ることができると述べている。以下、同書に依拠して、人物を概観することにす

93) 賀屋敬(恭安)著『河豚談』1830/文政13年内は、国立公文書館デジタルアーカイブから公開。同アーカイブ概要情報によれば、閣文庫和書(多聞櫓文書を除く)〔請求番号〕184-0137〔保存場所〕本館〔人名〕著者：賀屋敬〔数量〕1冊〔書誌事項〕刊本(序刊)〔旧蔵者〕内務省とある。URL：<https://www.digitalarchives.go.jp/img/1244983>。東京海洋大学附属図書館、九州大学 中央図書館が所蔵する。『(重訂)河豚談』は京都大学附属図書館が所蔵する。『内閣文庫図書仮名類別目録』第一巻では医書と記録されている(同、内閣記録局、1890/明治23、890頁、NDL452、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1873133/1/452>(参照 2024-09-04))。萩医学校と賀屋恭安『河豚談』に関する記述(文部省〔総務局 編〕『日本教育史資料』貳、富山房、1890/明治23年、753頁/NDL-383以降、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1751344/1/383>(参照 2024-09-04))を参照の事。

94) 京都大学図書館の書誌情報には、富士川文庫レコードID：RB00004949、著者：賀屋敬(恭安)著、出版年：1830/文政13、序、形態・版情報：刊 和小、請求記号：フ/40、登録番号：186731、2016/平成28年度電子化とある。<https://rmda.kulib.kyoto-u.ac.jp/item/rb00004950>(参照 2024-09-04)。

95) 「萩市医師会について」、同医師会公式Webサイト<http://hagimed.or.jp/about>(閲覧：2024/09/19)。田中助一『萩市医師会略史』、山口県医師会萩支部、1943/昭和18参照、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1046382>(参照 2025-06-29)。

96) 田中助一『防長医学史』下巻、261～269頁参照。恭安の自筆原稿「澹園雑録」については、本稿筆者は未確認。『防長医学史』上巻、264頁参照の事。

る。

賀屋恭安は、1779/安永8年11月3日に萩藩医賀屋玄張貞道の長男として萩唐樋に生まれた。名は敬、幼名隼太郎で、通称玄中、後に恭安と言ひ、澹園と号し、居室を榭蔭書屋と称した。『河豚談』には、澹園賀屋先生著とあり、本文冒頭には「河豚談 長門 榭蔭閑者 賀屋敬 編」とある。1797/寛政9年（18歳）に萩堀地の藩校「明倫館」に入学し、儒学を学んだ。1803/享和3年正月に明倫館を退き、同年3月に京都の吉益南涯（1750～1813、漢方医）の門人となる。南涯は日本近代医学中興の祖と言われる吉益東洞（1702～1773）（安芸国山口町・現在の広島市中区橋本町付近）の二男で、京都で父の医業を継ぎ、45歳で『医範』を著して父・東洞の「万病一毒説」を発展させた「気血水説」を唱え、中国後漢末期の官僚・医師の張仲景（150-219）（字・仲景で知られ、張機）の『傷寒論』（主に伝染性病気に対する治療法について編纂された中国伝統医学の古典書）を解釈したと言われる。「気血水説」は、「人体には気（体内の見えない活力）、血、水（血液以外の体液）の三つの要素があり、そのバランスが崩れ、毒が加わると初めて証（症状）が現れるという説で、漢方の代表的な病理思想として伝えられて⁹⁷⁾」いると言われる。世界で初めて全身麻酔を用いた乳癌手術（1804年）を成功させる外科医・華岡青洲（1760～1835）も南涯に短期師事している⁹⁸⁾。吉益南涯は名を猷、字は修夫、最初の号は謙斎と称し、後に南涯と改めた。

賀屋恭安は、南涯の「気血水説」を継承したと言われる。『河豚談』でも「気」概念が登場する。長門国萩の藩校明倫館に学んだ後、京都で吉益（よします）南涯に師事し、帰藩後に萩藩主の侍医（藩主斉熙の側医）となり、後に斉熙（1824/文政7年譲位）の江戸転居に臣従して江戸藩邸に勤務した。1830/文政13年に『河豚談』（51歳）を書いている。既述の通り、1840/

97) 吉益南涯と『傷寒論』については、名古屋大学医学部資料室・近代医学黎明デジタルアーカイブ、「1800年 吉益南涯『傷寒論』」, <https://www.med.nagoya-u.ac.jp/medlib/history/archive/print/1800yoshimasu.html>

98) 田中助一著『防長医学史』下巻、261～269頁参照; 日本学士院日本科学史刊行会 編『明治前日本医学史』第4巻、日本学術振興会、1964/昭和39、131頁/NDL-164以降参照の事 (<https://dl.ndl.go.jp/pid/1370638> (参照 2024-10-11))。

天保11年に医師の能美洞庵と共に、藩の医学所（後の好生館）を創設した。1842/天保13年10月14日に死去、63歳であった。他の著作に『好生緒言』、『続医断』がある。賀屋敬恭の記名もある⁹⁹⁾。

『河豚談』の内表紙には、「河豚談 長門 榎蔭閑者 賀屋敬 編」とある。『重訂河豚談』では「河豚談 胡枝花府 榎蔭 賀屋敬編」とある。本文は、同じである。両著には、「恭安」の記名はない。『医史料』（1895/明治28年）の中では、『続医断』の著者として「賀屋恭安 名敬 号澹園 長州侯侍医」とある¹⁰⁰⁾。『防長医学史』上巻（1951/昭和26年）によれば、1811/天保11年9月14日に萩藩主・毛利敬親は賀屋恭安（61歳）と能美洞庵（47歳、長州藩医）を「医業成立定掛」に任じて、萩八丁南苑（藩主別邸・薬園、現在県立萩高等学校地）内に「医学所」を創設した。賀屋と能美は医学教育カリキュラムを整え、上述の通り、教授陣を組織して医学教育を開始している。この時点で、既に長州藩支藩の徳山藩は医学教育を開始して17年目を迎えていた。賀屋は、南涯（漢方医）の高弟であった。高弟として「代稽古」を務めたとも言われる。賀屋は自著『河豚談』（1830/文政13年、51歳）の他に『続医断』（1811/文化8年）、『好生緒言』（1839/天保10年）、『傷寒論章句』（書写者/書写年不明）などの著書を刊行し、当時防長医界の泰斗として名声を全国に博したと言われる。賀屋恭安は1842/天保13年10月14日、63歳で死去している。

吉田松陰は「吉日録」に中で、没前病床に臥した賀屋恭安について、次のように、書いている。諺に云う、思い立ったが吉日と。1857/安政4年3月13日に「此録ヲ思立タリ、因テ吉日録ト号ス・・・松岡良哉云ク、往時賀屋恭安ノ歿スル時、久病牀ニアリ、一日良哉ヲ招テ告テ云ク、我病手段ニ尽タリ、・・・良哉又云フ、恭安ノ抄書・簿書・雜録ト云モノ百二十卷アリ」と。松陰は恭安著『好生緒言』（1839）も繙読している¹⁰¹⁾。

99) 長尾藻城 纂註『先哲医言』、克誠堂書店 [ほか]、1916/大正5、141頁/NDL-49, <https://dl.ndl.go.jp/pid/926605> (参照 2024-04-18)。

100) 「(四) 吉益東洞、南涯兩先生門人録及著」『医史料』(3)、医史社、1895/明治28-07、26頁/NDL-16, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1498771> (参照 2024-04-18)。

101) 吉田松陰「吉日録」、山口県教育会編『吉田松陰全集』第7巻、岩波書店、1935/昭和10、461頁/NDL-246, <https://dl.ndl.go.jp/pid/1051553>, 同編『吉田松陰全集』第11巻

松陰が書き残しているように、恭安は青年時代から老齢に至るまでの多数の著述を行い、4つの出版を行っている。1811/文化8年（32歳）に『續醫斷』（2巻）を刊行し、同じく同年に吉益南涯の著書として『傷寒論章句』を編輯・刊行している。1830/天保元年（51歳）には『河豚談』を、1839/天保10年（60歳）には『好生緒言』（上下巻）を公刊している。『防長医学史』（下巻）を頼りにして著述内容を瞥見しておく、と、『續醫斷』は「美濃版二十九丁の一冊本で、吉益東洞の著した『医断』の追加補遺ともいうべき本であつて、有名な儒者で、経済学者であつた海保青陵の序と、吉益子良（号羸齋、南涯の弟）の跋とがある。」（『防長医学史』（下巻）、265頁）。海保青陵（1755～1817）は儒学者・経世家である。

本稿が取り上げている『河豚談』は美濃版20丁の一冊本である。田中は評する、「この本はフグを学術と趣味との両方面より見て書いた興味あるものである。服部豈溪（名は宜、字は蔵甫）の「弁言」（序文）と、能見雪堂（名は淑、通称洞庵、字は子艾）の跋文がある。」。跋文の前に、附録として「河豚讃」の文を吉益東洞、吉益南涯、吉益之光、山辺文伯、最後に賀屋恭安の短文が付してある。『重訂河豚談』には附録の「河豚讃」文はない。それに代わって二人の人物が寄せた短い讃辞がある。「天保丙申令月 長門 二階雅文謹誌」と書かれている。1836/天保7年2月記ということになる。二階雅文なる人物については不詳。続いて「歳丙申如月 門人 宮木完謹識」という賞辞がある。宮木完は萩の医師で、同年月に書かれたことになる。このことから、重訂版は初版から6年後の1836/天保7年に刊行されたものと思われる¹⁰²⁾。

興味深いことに、恭安は南涯の「気血水の説」を継承している。恭安は1824/文政7年に毛利藩10代藩主斉熙が家督を斉元（斉熙婿養子）に譲って隠

（現代文訳）、岩波書店、1940/昭15、115～116頁/NDL-63、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1048685>（参照 2024-11-27）。田中助一は『防長医学史』下巻の「賀屋恭安とその一族」の中で「吉日録」同文を紹介している。同書、261頁/NDL-144以降参照の事。

102) 山口県教育会編『二州の礎』、山口県教育会、1940/昭15、151頁/NDL-90参照の事、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1686967/1/90>（参照 2025-02-08）。

居し江戸下屋敷へ移ったのに随行し、59歳まで江戸住まいであった。したがって、『河豚談』（1830/文政13年、51歳）は江戸に在中に刊行されたことになる。1836/天保7年に斉熙が死去し、恭安は1838/天保9年に萩に帰っている。恭安は藩政改革に尽力した村田清風と親交があったといわれる。同じ年、清風は藩主毛利慶親（1864/元治1年に敬親に改名）の命により藩政改革を断行した。背景には、長州藩の財政危機と、1831/天保3年に領内で発生した大規模な一揆があった。このため藩政改革を行った。

文部省が1890/明治23年にまとめた『日本教育史資料』の「旧山口藩」の「萩医学校」概説中で恭安の『河豚談』について、次のように書かれている。「賀屋恭安ナル者ハ京都吉益東洞ニ従ヒ古医方ヲ学ヒ大ニ聲譽ヲ得吉門十哲ノ称ヲ得タル者ニシテ当時藩主侍医ノ首タリ其著書頗ル多シ河豚談ノ如キハ其緒餘ト雖モ大ニ世ニ行レリ¹⁰³⁾」とある。吉益東洞は誤記であり、東洞の子南涯であるが、『河豚談』については「緒餘ト雖モ大ニ世ニ行レリ」と述べているから、異色ではあるが世の人々に認められていたということである。なぜ恭安は異色の河豚禁戒書を書いたのであろうか。

次のような紹介文もある。「河豚談 文政十三年賀屋敬著ス所河豚ノ種類ヲ詳明シ其有毒ヲ諸書に徴シ且ツ被害ノ実跡ヲ掲出シ以テ濫用スヘカラサルコトヲ示セリ¹⁰⁴⁾」とある。

『河豚談』原文は「漢字とカタカナ文」で書かれているが、学術雑誌『継興医報』第33, 34, 36号（1896/明治29年）の「論説」において、原文が「漢字・ひらかな文」に訳して掲載されている¹⁰⁵⁾。

明治期に美食家・食通として知られた政治家の木下謙次郎はその著書『美味求真』の中で賀屋恭安の著述趣意とは懸け離れた転用を行っている。「中

103) 文部省〔総務局編〕『日本教育史資料』（2）、富山房、1890/明治23、753頁/NDL-383以降参照の事、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1751344>（参照 2024-05-12）。

104) 農商務省農務局編『大日本農史』農事参考書解、博文館、1891/明治24、167～168頁/NDL-92～93、<https://dl.ndl.go.jp/pid/992608>（参照 2024-05-12）。

105) 故賀屋樞蔭「河豚談」、『継興医報』継興医報社、(33)、1896/明治29-09、「河豚談（承前）」、同(34)、同-10、「河豚談（承前・完結）」同(36)、同-12、NDL、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1473223>、-/1473224、-/1473226（参照 2024-05-12）。

世以降にも味を論ずる人少なからず。支那に於ける文学の第一人者蘇東坡は能く味を知ると称せられたり。其の河豚を嗜食せしことも有名なり（賀屋澹園河豚談）。¹⁰⁶⁾」とある。

「賀屋恭安君ハ萩ノ人ナリ吉益東洞ニ学ヒ高弟ト称セラレ医名大ニ著ハルソノ河豚談一部ノ如キ頗フル学殖アルヲ知ルヘシ¹⁰⁷⁾」。

日本学士院日本科学史刊行会編『明治前日本生物学史』第1巻の中で賀屋恭安その人と著書『河豚談』が、次のように紹介されている。

「動物が含んでいる有毒成分の知識の進歩は見られないが、食物と関連してその能毒の弁別に役立つ著述は多く行われた。その中で『河豚ハ毒魚ナリ食用ニ列スヘキモノニアラス』ということを論じた。賀屋敬の『河豚談』（一卷、文政十三年刊）を特にあぐべきであろう。賀屋恭安、名は敬、通称は玄中、澹園または樵蔭と号した。長門国萩藩の医賀屋玄張の子として安永九年庚子（一七八〇）十一月三日に生まれ、文化元年（一八〇四）京都に行き、吉益南涯について医学を修めた。『河豚談』ができたのは、フグ類を食用とする風習の盛んな長門国において、その必要性が大きかつたのにちがいない。この書にはフグの種類とその毒性の有無を述べ、『河豚ヲ食フ者ハ食ハサルモノ者ヲ見テ法夫野人ノ如ク思エ』るは誤りであって、『暫時ノ口味ニ泥ンデ身命ヲ賭ニスル蜜淫ヲスル者ト其意趣一ナリ』と激しい言葉で戒めている。しかし、その毒性が何処に由来するかを明らかにしていない。¹⁰⁸⁾」。

しかし、恭安の原文に誤記はなく、残念ながら、同書の『河豚談』紹介者の誤解釈である。原文では、「河豚ヲ食フ者ハ食ハサルモノ者ヲ見テ怯夫野人ノ如ク思ヘリ」とある。「法夫野人」ではなく、「怯夫野人」である。紹介者は恭安の「誤り」を指摘したが、指摘自体が不適切であり、恭安の趣意を

106) 木下謙次郎『美味求真』、啓成社、1925/大正14、63頁/NDL-67、<https://dl.ndl.go.jp/pid/982351>（参照 2024-05-12）。

107) 「名醫事蹟略」、『防長学友会雑誌』（5）、防長学友会、1895/明治28-9、14頁/NDL-8、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1554309>（参照 2024-05-12）。

108) 日本学士院日本科学史刊行会編『明治前日本生物学史』第1巻、日本学術振興会、1960/昭和35、491～492頁/NDL-260～261、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1379161/1/260>（参照 2024-05-12）。

曲解することになっている。これは、原文誤読に起因するものと思われる。「怯夫野人ノ如ク思ヘリ」とは、「フグを食う者は食わない者を見て一人前の男が野暮な奴だ思う」事は愚かだと、恭安は逆説的にフグを食う者の愚かさを戒めているのである。誤解釈箇所を除けば、「フグ類を食用とする風習の盛んな長門国において」フグ食を戒めたという紹介者の解釈は、なぜ恭安が同書を刊行したのかの理由を知る上で、重要な示唆である。

幕末期に長州藩が藩政改革の途上で作成した「防長二州本藩領域全町村の沿革、地理、産業、民族、社寺、文化等各方面にわたる忠実な実態調査書」(1840/天保11年頃の記載)が残っており、それを山口県公文書館が『防長風土注進案』全22巻・編外・索引・付録(1951~1996年)に編集した。この『防長風土注進案』の中で日本海と瀬戸内海に面した「宰判」記録、すなわち瀬戸内海側の「大島宰判」・「吉田宰判」・「上関宰判」・「小郡宰判」、日本海側の「先大津宰判」各巻記録の中において「物産之事」項目の「魚之部」に、例えば「鱒 鯛 眼張 梭子魚 鯛 鰯 河豚 幾須魚・・・」(本文ルビ: マス タイ メハル カマス コチ イハシ フク キスゴ)といった具合で「河豚」が記録されている¹⁰⁹⁾。この「物産」実態調査記録からフグは長州藩の日本海域・瀬戸内海域において漁獲され摂食されていたことを物語る。つまり、長州藩ではフグは重要な漁獲産物であった。明治期には乾河豚が長門地方の特産品として記録されている。長州藩は、俗説に反して、フグ食禁令を布いていなかったものと思われる。

(2) 『河豚談』要旨

以下では、初版本を概観する。同書は表裏両面の表紙を入れて20丁の和綴装丁である。おもて表紙(1丁)、服部昱溪の「弁言」(2~3丁)、本文(4~

109) 「宰判」(さいばん)とは、長州藩の郷村支配単位で、代官管轄地域を指した。山口県文書館 編『防長風土注進案』第1巻(大島宰判 上)、山口県立山口図書館、1961/昭和36、「序」/NDL-5、101頁/NDL-61、<https://dl.ndl.go.jp/pid/2990888>(参照 2025-02-06)；記載時期については、五島淑子『江戸の食に学ぶ：幕末長州藩の栄養事情』臨川書店、2015/平成27、13頁。但し、五島著書にフグ食記載はない。萩藩漁民については、西村陸男編『藩領の歴史地理：萩藩』、大明堂、1968/昭和43、NDL、<https://dl.ndl.go.jp/pid/2992507>(参照 2025-02-06)参照の事)。但し、フグ漁業記載はない。

16丁), 讃辞文(17丁), 能見雪堂の「跋文」(18~19丁), 最後の20丁目に奥付がある。おもて表紙裏には, 「澹園賀屋先生著, 河豚談, 東都書林名山閣發兌」(写真13) とある。奥付には, 「澹園賀屋先生著述目録 珠玉考全一冊

榎蔭小筆全二冊 榎蔭餘筆全三冊 方要全一冊 京都 植村藤右衛門 堺屋伊兵衛 大阪 秋田屋太右衛門 東都 和泉谷吉兵衛」(写真14) とある。京都, 大阪, 東都で公刊されたようである。「東都」とは, 江戸の非公式な雅称である。

『河豚談』の叙述には冗長の嫌いがあるが, 大略すれば, 三つの内容から構成されている。最初に, フグの摂食・喫食を止めるように戒める。続いて, 聖經賢伝を引き合いに出しながらフグ食禁戒の理由を縷述する。とくに中国明代の本草学者, 李時珍他や, 時珍の「本草綱目」から影響を受けた寺島良安, 香川修庵, 荻生徂徠, 貝原益軒等の先行本草学知見を引喩しながらフグ食の愚行を咎める。それにも拘らず, 軽挙妄動でフグ食を嗜む人々に中毒発症への対処療法を述べる。焼きスルメ, 黒糖, 藍汁, 極め付きは「金汁」である。「金汁」とは糞汁である。

訓戒 恭安の『河豚談』は, 概ね, フグ食への禁戒, 喫食中毒の症状及び解毒療法に大別できる。禁戒では, フグは毒魚であり, 食用にするべきものではないと戒める。天下万国(世界各国)には, 粟や米, 或いは魚介類が獲れない所もある。一定の常食がなく, 鳥獸や果実や草類を食用に充てる所もある。本邦(我国)では, 五穀も山海の肥鮮(美食)も足りている。異常な食用を求める必要はない。しかし, 俗世間では河豚を食用にして憚らない。恥を知る心が薄い事と似ていると言う。付記:「粟米」とは, 中国語で「トウモロコシ」であるが, 粟と米を言っている。「本邦」とは「自国」であり, 恭安の自国は「長門国」(長州藩)であったが, 意識には「日本国」観念があったかも知れない(本稿筆者)。

虚栄愚挙 河豚を食う者は食わない者をみて臆病な教養なき野暮人のように思っている。自らの軽挙を顧みない。フグを食べるときは鍋煮にしたり, 味噌汁に入れたりする。フグ料理だけは食い飽きることがなく, 土地によっては貪食し飽満となっている所もある。京都では, フグ食を非常に恐れて乾フ

グですら食べない。何にせよフグは凶徒の食品であり、官僚・知識層（士大夫）が口にすべきものではないという。

恭安は諄々に絮説する、最初は一時の血気に駆られて食うが、やがて食うことに慣れて臆さなくなり、中らないものと思ってしまう。自分は中毒に中らないと思っしまい、遂には薬で治るという。夜に横臥して手足を温めれば痙攣は急に緩み、「癰気の良剤」だと心得る事がある。中れば酒に酔えるよう状態になり醒める少し前には覚める。これは全くもってフグが一種の大毒物である事を悟らないことである。微毒は死に至る事はないが、劇毒では必ず死す。これを救う方法はない。この危厄を悟らないで貪り食う輩はその考えがいつそう浅く、知りながら貪り食って自慢する者のごときは憎んでもなお憎むべきだ、という。

輕拳妄動 フグ中毒への樂觀が生まれる心理形成について、恭安は次のように言及している。一時の血気に駆られてフグ食に慣れて臆さなくなり、その身の中毒も中毒目撃もなく、遂には中らないと妄信し、挙げ句の果ては薬で治ると思い込んでしまう。微毒に中って薬で回復すると良剤と思い込み、大毒物である事を悟らない。激毒中毒死を救う方法はない。危厄を悟らずに貪食する輩は考えが浅く、危厄を知りながら貪食を自慢する者は憎悪すべきである。藩主や父親の恩も天地の恩も忘れる事である。人の体は髪の毛から皮膚に至るまで父母に授かったものであり、体を損ない傷つける事は親不孝をすることだ、と戒飭を促す。

聖經賢伝から訓話 恭安は続ける。何を食べても中る時には中ると言う。これは恥を知る心の有無は言うまでもなく、藩主や父親の恩も天地の恩も忘れる事だ。人の体は髪の毛から皮膚に至るまで父母に授かったものであり、体を損ない傷つける事は親不孝をすることだ。飲食は男も女も強い欲求を持つと聖經（聖人が著した書物）に出てくる。食欲を貪ることは色欲に溺れる事と同じく、法規を乱す。だが、これは全て平常の飲食であって貴人高位も食うべきものを言う。河豚は毒魚である。食類ではない。毒魚を嗜むことは食欲で、妄りに欲に溺れる事が甚だしいといえる。若くは晋の重耳（ちょうじ、

君主公文の諱）は一旦は斎姜（せいきょう、文公夫人）の色に迷ったが、幸いに各犯（きゅうはん、重耳の側近の狐偃〔こえん〕の別称）の策があって遂に覇業を興し晋の文公と呼ばれるに至った。漢の高祖（劉邦）は咸陽宮に入って美麗に心を揺さぶられたが、蕭何（しょうか、劉邦の天下統一を輔弼し、漢三傑〔蕭何・張良・韓信〕の一人）の忠告を聞いて遂に漢代400年の基礎を築いた。そうなると英哲も一朝の迷いが無いとは言えない。仮初（かりそめ）も食物に迷う賢者はいない。寺島良安が言うには、暫時の味わいに泥んで身命を賭するには蜜淫する者とその意向は同じである。西施乳（河豚の異名）と言うはその腹腹（魚の腹の太った所）を呼ぶ事だが、これまた蜜淫の譬えに似ている。田汝成（中国民代中期の文筆家）が食河豚説で言うには、人として飲み食い父母の死を蔑ろにして殉ずるなかれと。陶覽が言うには、諸侯のある者が河豚を好んで貪るのでその度に老臣の中にそれを諫める者があった。そこで侯は役人に命じて死刑の罪囚を引き出し大きな河豚を内蔵と一緒に煮てスス（焙燥）を加えて食べさせ、これで死なないなら助命せよと云ったという。罪囚は思うままに食べて何事もなく一命が助かった。彼の老臣（さてさて）にかかしき事（好ましくない事）なり、益々河豚を嗜まるへしと思いの外、其後食ふ事を止められけり。老臣が、ある日、候（貴人）に河豚を試みられて其後喰ひ玉はさるはいかにと云ふ。候答へて、河豚は啖（く）ふべきものではなく、中るものは偏（ヒトヘ）に調理の法を誤るからと思えるが、そうではない。一種の毒魚であるからである。これは庖人（料理人）も知ることのできない怖るべきものであると香川氏の薬撰に載っている。これは毒の淡酷があることを弁じたものである。紫芝園謾筆によれば、河豚は味美にして大毒ありという。旧説其毒肝にありとも云う。今必ずしも然らずその肉間の蟲蝶（チョウ）の如きものを棟（エラビ）去り、極めて能洗い浄めて煮食えは体を温め人に益がある（温中益人）と云う。然れとも海郷の粗人此物を得て其腹を啓（ヒラ）かす切て数段となし、併せて腸臓と與に之を煮て数人共に食べてその毒を被ることはなかった。数年の内には遇々（たまたま）一たび其毒を被り数人齊（ひと）しく葬るることあり。土人其毒を去ることを知り法

の如く之を治むと雖とも亦時に数人同食して同死する者あり。是に由て観れば河豚の毒何に在て何に由て発するかを的知（確知）すべからず。知命の君子決して食ふへからず。

天命を知る君子は決して食うべからず。私はこれを徂徠先生から教えられた。野老物語（不詳）に言う、ある奴僕が瘡毒（梅毒）により足腰が立たなくなった者が死を覚悟して河豚汁に煤を入れて食べ、夜半に黒血を吐く。斯くして後その病が本復する。また四谷の河某において5人が会食してその内の一人が吐血して死亡した事を載せている。嘗て邸舎（邸宅）で会食してその内の一人が毒を被って死んだ。その場合、必ず一種の毒魚によるものであるか否かはよく分からず、人に病毒があるのかその日の飲食であるかはよく推測できないが、推測できないものは恐ろしいものである。鬼神は測り知ることができないので敬畏するのである（括弧は本稿筆者）。

(3) 『河豚談』余禄

賀屋恭安は、なぜ『河豚談』を著して河豚食を止めるように戒めたのであろうか。恭安（51歳）が同書を書いた1830/文政13年に、偶然にも吉田松陰（長州藩，1830～1859）が9月20日（和暦8月4日）に、6日違いで大久保利通（薩摩藩，1830～1872）が9月26日（和暦8月10日）に生まれている。恭安自身は、当時、旧藩主毛利斉熙の側医として江戸藩邸に勤務していたので、同書を江戸において書いたことになる。江戸時代末期の医師達を書いたフグ中毒治療法等の記述を読むと、江戸湾、大阪湾、伊勢湾、太平洋側の遠州灘、日本海側の長門や出雲や北陸（若狭、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡）、南九州の薩摩や日向などの沿海地域でフグが漁獲され、食されていたようである。『河豚談』には、服部豈溪（名は宜、字は蔵甫）の序文と、能見雪堂（名は淑、通称洞庵、字は子艾）の跋文がある。附録に吉益東洞、吉益南涯、吉益之光、山辺文伯、賀屋恭安の河豚賛の詩が付してある。吉益之光も吉益一族と思われるが、不詳。能見雪堂は長州藩の医師である。吉益南涯は恭安の恩師で、東洞は南涯の実父（医師）である。山辺文伯は東洞門下の医師である。出版者名に植村藤右衛門（京都）、堺屋伊兵衛（京都）、秋田屋太右衛門

（大阪），和泉谷吉兵衛（東都）が名を連ねており，京都，大阪，江戸で販売されたものと推測できる。長州藩において，恭安の著書を手にして読む事ができた人々とは，文字を読む知識を持っていた人々ということになる。武士，農民や商人の上流層，僧侶や神官，医師だ。長州藩では寺子屋教育の普及で文盲が少なかったであろう。松陰は，なぜ「不食河豚説」を書いて，フグ食を戒めたのであろうか。もし長州藩において，河豚食禁令が藩法として出されていたとすれば，厳しい掟社会において，禁令を犯してフグを食べたとは思えない。禁令はなかったと推測する。

賀屋恭安は自著『河豚談』の中で，①河豚は毒魚であり，喫食すべきではないと論説し，②中毒死の悲惨事例を列举して嗜食を戒め，③知識人から漁民に至るまで見聞読史から中毒事例と症状を引き合いに出して中毒治療法を縷説する。

河豚は有毒魚であり，食中毒事故に遭えば死のリスクが高かった。これも，人々は知っていた。恭安が述べたように，他に食物がないほどに飢えた状態ではないのに，なぜ食べたのか。理由は三つ，考えられる。①美味しい，②簡単に釣れ，可食部分の歩留も良い魚である。③調理方法を知っていた。松陰は同文中で書いている，河豚を食べる者は多いが，自分は食べないと。つまり，松陰の知る人々は河豚を嗜食していたということであろう。

当時の人々には，フグの種類を確認し，呼称名を統一するような，フグ知識の社会的共通化といった意識も認識もなかった。種々のフグ類それぞれに，種々の地方名が付けられていた。昭和年代に入っても，地方名は生き残った。種々のフグの学術名が定められ，標準和名として名称の統一が行われたのは，1983/昭和58年の事である¹¹⁰⁾。

4. 6. 平野元良「河豚魚」『延寿養生訣』（1835/天保6年）

平野元良なる江戸の町医者がフグ食を戒める記述を残している。元良の

110) 厚生省環境衛生局長通知「フグの衛生確保について」（1983/昭和58年12月2日環乳第59号，各都道府県知事，各政令市市長，各特別区区长宛）。

出自は不詳であるが、略歴を見ると、「平野元良は字を重誠といひ、櫻寧室主人と號し、幕末の醫師である、當時の名醫なる永壽院多紀元簡（號桂山）（1755/宝暦5～1810/文化7、徳川家斉の侍医、本稿筆者）の門人であつた。江戸にあつて醫を業とした、著書頗る多く醫學の書として診脈辨義、・・・更に玉の卯槌及び養生訣等の養生書を公にした。¹¹¹⁾」とある。「溪道三の養生物語や、引續いて貝原益軒の養生訓、香月牛山の老人養草が出てから新進修養といふことは、大分世人の注意を喚起するに至つたが、・・・具体的に五事（食・眠・寐・息・心）の調食（調和の誤記）といふことを實行せしめんと期した養生書が出た、それが即ち平野元良の著延寿養生訣である。¹¹²⁾」（括弧は引用者）。『延寿養生訣』は1835/天保6年に書かれている。足立栗園は『心身調和長寿法』（1914/大正3）の中で「附編其一 食物療法並に食合せ」を設けて、平野元良は疾病治療では薬剤に頼るだけでなく「飲食物の摂取を慎むことによつて快癒に赴かせるといふ」食物療法を説いており、その有用性から同療法を紹介すると述べている。この「附編」中の「魚介類」に「河豚魚」記述がある。要略すれば、以下の通りである。

河豚には一種の中にも有毒と無毒の物があり、漁師でも判別が難しく、強ち鮮度にも因らず調理の精粗に関わらず、少し有毒であるものに出会えば致死となる。それを見聞きしながら省みることなくその味を貪る輩は禽獸にも遙かに劣ることになる。もしその毒に中った者は速やかに吐かせ、急卒にして薬がない場合、人糞を一蜆殻（シジミ大）で服用させれば直ぐに吐く。人糞はよく一切の毒を消す。茸類、その他の毒に中って吐瀉せず悶え乱れるときでも奇効がある。青竹を切って両節を残し、廁壺（便槽）の中へ三四十日沈めておくとその中に澄んだ液が溜まり、それを磁器に入れて土中に埋めて置いて用いる。藍汁も効果があると聞かすが、未だ確かめていない。スルメを煎じて服用させても効果があるというが、フグ毒に中って鬱症になる者には

111) 足立栗園著『心身調和長寿法』、榮文館、1914/大正3、95-96頁/NDL-55～56、<https://dl.ndl.go.jp/pid/951966>（参照 2025-05-28）。

112) 同書、95頁/NDL-55。

スルメを火中で焼いて煙を口鼻へくすべる方法もある。鹿角薬も一切の毒を消す。甚だしきに至りては油を用いることもあり、毒を消す。かく速やかに其毒を解すことを知り得れば、フグの酷しき毒といえども、死に到ることほどのことはなきものなれども、聊かの味に耽り、口腹の為に苦しみ悩むことは不孝で愚かなことである。余が最も憎む所である¹¹³⁾。

（以下、次稿）

113) 同書，189-190頁/NDL-102～103。